



特定非営利活動法人

メコン・ウォッチ

〒110-0015 東京都台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル 2F

Tel: 03-3832-5034, Fax: 03-3832-5039

E-mail: info@mekongwatch.org

Website: <http://www.mekongwatch.org>

## 脱線～カンボジア鉄道の復興における移転手続きとその影響に関する調査<sup>1</sup>

2012年3月10日

日本語要約: メコン・ウォッチ

2010年9月から2011年11月にかけて、プノンペン、サムロン地所、ポイペト、シハヌークビルを中心に、バットンバン、バンテアイ・メンチュイ、ポーサットなども含む地域で、216人の移転住民(女性の割合が60%)に対する75項目におよぶ調査票、また、計68人の女性を対象としたグループ討論といった手段で情報を収集し調査を実施した。調査対象は無作為抽出をしていない。以下は、調査結果と提言である。

### I) 移転地の状況

#### A) 情報公開と住民参加

- 1) 非識字者が多い移転住民に対して、パブリック・インフォメーション・ブックレットの配布による事業内容や移転手続きの周知は適切ではなく、82%が十分な情報を受取っていないと回答した。
- 2) 省庁間移転委員会(IRC)が開催した会合では、移転住民が質問・懸念表明をする機会が限られ、移転手続きを話し合うには不十分な環境だった。質問者が満足な答えを得られることもまれだった。
- 3) 補償項目の周知が不十分で、移転住民が資産査定に関わる機会もなく、付箋紙に手書きで補償を記載し住民に補償への同意を示す捺印をさせる手段はきわめて不十分なやり方である。
- 4) 完全移転世帯で移転地を選択する機会を与えられた者はなく、移転住民への相談なく移転地が指定されている。
- 5) 女性、とりわけ夫を亡くした女性などの社会的弱者に対して、情報と参加を保証する措置が講じられなかった。2006年版移転計画のジェンダー戦略は実行に移されず、移転世帯の女性はさらに周縁化された。
- 6) 移転手続きの過程で脅しや脅迫が蔓延し、アジア開発銀行(ADB)の2009年版セーフガード政策にある住民移転の要件が謳う住民参加が実現されなかった。

#### B) 移転補償

- 1) 資産詳細査定調査(DMS)では、家屋を分類する際の問題や補償額を過少化する傾向が見られる。
- 2) 補償基準は2006年の状況を基に設定され、数年後、実際に補償が実施されるまでの間に材料費などが高騰している。
- 3) 完全移転世帯の大多数は、カンボジアの基準に照らしても質素な住居を建設するのに必要な材料の現時点での価格を下回る補償しか受け取れない。
- 4) 再取得価格による補償は、ADBの政策が目指す移転住民の居住環境の改善や国際法が義務付ける十分な居住を達成するのに必ずしも十分ではない。
- 5) 補償項目が謳う、社会的弱者への特別な支援が必ずしもすべての該当者に提供されていない。貧困の定義が移転計画によって不統一で、実際に使用されたと思われる貧困の定義は非常に保守的な2007年版の貧困線の基準すら下回っている。
- 6) 夫を亡くした女性で、独立した家計を営んでいるにもかかわらず、父親や息子と同一世帯とみなされて適切な補償を受けていない場合がある。
- 7) サムロン地所(Samrong Estate)の住民が土地に対する法的権利を有しないと判断するカンボジア政府の判断はカンボジアの土地法に抵触しており、ADBが移転計画においてこれを追認することは法律違反への

<sup>1</sup> 原文(Derailed: A Study on the Resettlement Process and Impacts on the Rehabilitation of the Cambodian Railway)は、以下のサイトで閲覧可能。

<http://www.babcamboia.org/derailed/derailed.pdf>

加担となる可能性がある。

### C) 移転地の条件

総じて移転地の条件は、住民移転が実施された時点で、ADB の 1995 年版住民移転政策の要件である基盤整備の状態を満たしていなかった。とりわけ職場や生計手段へのアクセスの観点から移転地の選定が不十分な場合があり、国際法が謳う十分な居住の条件が、移転地の位置、社会サービスへのアクセス、住環境の点から満たされていない場合が多い。土地権取得への保証も不十分な可能性がある。

- 1) 移転から 5 年後に実施される土地登記のための法的手続きが不明確で、土地関係の書類を移転住民が債務の抵当として利用しているため、土地権取得が保証されない状態となっている。Right of the Way (ROW) 内に居住する影響住民が将来的に移転を余儀なくされる場合、顕在化している移転問題が解決され、事業後の ADB の監視がなければ、鉄道復興事業と同条件で移転が行われられない可能性がある。
- 2) 移転住民は移転地を選択する機会を与えられなかった。バツタンバンやシハヌークビルでは半数を超える世帯が、移転地ではなく、生計上より便利な元の居住地に住宅を借りて居住している。
- 3) 住民移転が実施された時点で全国 5 カ所の移転地は、ADB の政策、移転計画、国際法で謳われている最低条件を満たしていなかった。水や社会サービスへの最低限のアクセスが整っていなかった移転地もあった。
- 4) 不十分な補償のために移転後も住居を再建できない移転住民がいた。建築費や送電網への接続費などのために債務に陥った移転住民もいる。
- 5) 部分移転住民の中に、移転計画が定める移転後の最低限居住面積では十分な居住面積を確保できない世帯がある。

### D) 生計手段と収入

総じて移転住民の収入は減る可能性があり、債務が累積してきている。最大の原因は移転地の位置であり、生計回復計画は移転前に開始されず、実施された今も場あたりの対応にとどまっている。オーストラリア政府援助庁 (Aus AID) が支援する拡大収入回復計画 (Extended Income Restoration Program=EIRP) は開始されていない。移転後の収入源の喪失、生活費の上昇および債務の累積によって貧困化のリスクが高まり、適切な居住や労働に対する権利の状況が悪化している。

- 1) 大多数の移転住民が、移転前と比べて収入が減少したと回答している。
- 2) とりわけ女性が世帯主である家庭で失業や転職を経験したとの回答が多い。
- 3) 収入の減少、出費の増加、不十分な補償によって償還不可能な債務があらたに発生し、同じく ADB が支援した国道 1 号線改修事業の移転住民と同様の状態になってきている。
- 4) 現在の 3 ヶ月から 6 ヶ月の収入回復計画による訓練と世帯当り 300 ドルの予算では、たいした効果が期待できない。
- 5) 収入回復計画は、多くの場合、住民移転が実施された時点で始まっていなかった。
- 6) 住民移転後に遅れて始まった収入回復計画は、場あたりので効果がうすいとの回答が多かった。養鶏やキノコ栽培などの職業訓練では、販路が限られ、移転地が狭いため効果が限定的である。
- 7) 2011 年 1 月、Aus AID が IRC の収入回復計画を補う EIRP への 100 万ドルの支援を発表した。

### E) 救済措置とアカウントビリティへのアクセス

国際法が定める、人権侵害を主張する個人が効果的な救済措置や必要に応じた法的手続きにアクセスできるといった要件が、移転住民の多数に関して実現していない。事業の異議申立て手続きは、ADB の 2009 年版政策が謳う、移転住民の異議や懸念を即時に、ジェンダーに配慮し、理解可能で透明な形で、文化的に適切で、移転住民が利用することのできる手続きを通して対応するという基準を満たしていない。

- 1) 移転住民からの異議の多くが、ADB の政策にしたがって対応されていないにもかかわらず、IRC は対処とみなしているようである。
- 2) 移転住民は自らの権利、補償、異議申立て手続きについて知らされておらず、識字率が低く、法律上の支援も得られないため、陰に陽に異議申立てを思い留ませられ、異議を申立てること自体を恐れ、手続きに対して不信を抱くといった事情から、異議申立て手続きを活用できないでいる。
- 3) 移転住民が申立てた異議に対応する担当者の能力や取組む姿勢が不十分である。

## II) 提言

### A) カンボジア政府に対して

- 1) ADB の政策や国際法上の義務を IRC や公共事業交通省 (MPWT) が遵守し、改善措置が講じられるまで住民移転を中止すること。
- 2) 改善行動計画 (Corrective Action Plan=CAP) を作成し、特に移転計画が情報公開、住民参加、補償、移転地の条件、生計支援、収入回復の観点から、ADB の政策や国際法上の要件に合致するかどうかを検証すること。
- 3) 補償基準を現在の市場価格に基づいて見直すこと。
- 4) DMS が正確であり、DMS の結果が住民に公開されるなど、見直した移転計画に合致するかどうかを検証すること。全移転世帯に対して DMS を実施し、夫を亡くした女性が独立した家計を営んでいる場合や複数世帯が同居している場合などについても、適切な措置を講じること。
- 5) 移転計画や補償基準の見直しに移転住民の意見を反映させる機会を保障し、変更の結果を移転住民に周知すること。
- 6) 女性の世帯主、とりわけ夫を亡くした女性が積極的に見解を述べる機会が設けられるように、ジェンダーに配慮した住民参加戦略を実行すること。移転計画や収入回復計画に女性が求める改善点や手段を反映させること。
- 7) 改善した移転計画に基づいた追加補償を移転世帯全戸に支払うこと。
- 8) 移転地の基本的な居住条件について不十分な点、とりわけ十分な量と質の水へのアクセス、を早急に改善すること。送電網への接続費などを全額清算すること。
- 9) 移転地に住む子どもたちが安全に通学できる条件を整えること。高齢者、障害者、病弱な人たちが病院などの社会サービスに無理なくアクセスできるようにすること。
- 10) 移転から 5 年後に土地が登記されるとする手続きを明確化し、移転住民に周知すること。
- 11) 移転による住民の債務を調査し、移転住民の債務支払いを支援する措置を講じること。債権者が移転住民に違法な利子を課さないよう措置を講じること。
- 12) EIRP には移転住民の見解を反映させ、十全に実施すること。EIRP を実施する能力のある団体を透明性のあるやり方で選定し、EIRP の実施にあたらせること。EIRP は社会的弱者世帯の収入向上を目的とすること。
- 13) 収入が回復するまでの間、移転住民に収入の喪失を補う補償を実施すること。
- 14) 異議申立て手続きを担当する者が自らの義務をきちんと理解し、移転住民の異議に対応できる権限・能力・資源を持てるようにすること。
- 15) 移転住民に異議申立て手続きを活用する権利を有する点を周知すること。異議を申立てる意思のある移転住民が法律上の支援を受けられるようにすること。
- 16) カンボジア政府が CAP をはじめとする改善措置を講じる能力や資源がない場合、ADB やオーストラリア政府に支援を要請すること。

### B) ADB および Aus AID に対して

- 1) 事業融資契約および ADB の政策に基づいて、カンボジア政府が上記の改善点を盛り込んだ CAP を作成・実施できるようにすること。
- 2) カンボジア政府が CAP を作成・実施するにあたって必要な財政・技術上の支援を実施すること。
- 3) CAP を含む住民移転手続きが ADB のセーフガード政策および国際法を遵守するよう努力・検査・監視を行うこと。
- 4) 事業終了後も 5 年後の土地登記や ROW 内の住民の移転が適切に行われるよう監視する手段を確立すること。
- 5) 関係者が CAP に同意できるまで有償・無償資金の提供を中止、CAP の適切な実施を資金提供の条件とすること。
- 6) CAP への同意が実現できないか、CAP が適切に実施されない場合、移転住民に直接補償と支援を提供すること。

- 7) ADB の移転政策を見直し、国際法上の義務に合致するよう改善を施すこと。とりわけ適切な居住を保証する最低限の補償基準を設定し、再取得価格はこの基準を越える場合にのみ基準として使用すること。
- 8) Aus AID は住民移転に関する人権遵守政策を作成し、Aus AID の支援を受ける者がこの政策を守るよう義務付けること。この政策によって途上国の貧困層が Aus AID の支援案件で被害ではなく、むしろ恩恵を受けられるようにすること。

以上